

広島県病院事業管理規程第六号

広島県病院事業局文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業局文書規程の一部を改正する規程

広島県病院事業局文書規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項中「、第三十条ただし書及び別表第二」を「及び第三十条ただし書」に改め、同項の表広島県文書等管理規程の部第二十六条第二項の款中「別表第二」を「総務課長が別」に改める。

附 則

この規程は、平成二十六年十一月一日から施行する。